

第 7 次

川口市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】



令和2年3月

川口市

目 次

I 基本的事項	1
1 計画改定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画対象期間	1
II ごみ処理編	2
1 ごみ処理の現状	2
(1) ごみ排出量	2
(2) アンケート調査の概要	3
(3) 食品ロス実態調査の概要	4
2 ごみ処理の課題	5
3 基本理念と基本方針	6
4 数値目標	7
5 目標達成に向けた施策体系	8
6 重点プロジェクト	9
III 生活排水処理編	11
1 生活排水処理の現状	11
2 生活排水処理の課題	11
3 基本理念と基本方針	12
4 数値目標	12
5 目標達成に向けた施策体系	12

I 基本的事項

1 計画改定の目的

第7次川口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、第6次川口市一般廃棄物処理基本計画（以下、「第6次計画」という。）の策定から見直しの目安となる5年が経過したこと、また、平成28年（2016年）に改正された国の廃棄物処理基本方針や、川口市（以下、「本市」という。）の近年の人口増加を踏まえた新たな将来人口予測等、本市のごみや資源を取り巻く社会情勢の変化に対応し、一般廃棄物の3Rや適正処理を総合的、計画的に推進するため、計画内容の見直しを行ったものです。

2 計画の位置付け



3 計画対象期間

本計画の対象期間は、令和2年（2020年）度から令和11年（2029年）度の10カ年の計画とし、令和6年（2024年）度を中間目標年度とします。なお、本計画の計画期間において、概ね5年後を目処に計画の達成状況を評価し、計画の見直しを行います。

年度	H19 2007	H25 2013	R2 2020	R6 2024	R11 2029
第5次計画 H19～H33年度	[Solid arrow from H19 to H25]		[Dashed arrow from H25 to R11]		
		↓ 地球温暖化、資源の枯渇、東日本大震災等の社会情勢の変化および旧鳩ヶ谷市との合併に伴う見直し			
第6次計画 H25～H34年度		[Solid arrow from H25 to R2]		[Dashed arrow from R2 to R11]	
			↓ 循環型社会形成を目指す社会情勢に伴う食品ロスへの対応、高齢化社会の進展		
第7次計画 R2～R11年度			[Solid blue arrow from R2 to R11]		
			[Intermediate target year (R6)]	[Final target year (R11)]	

II ごみ処理編

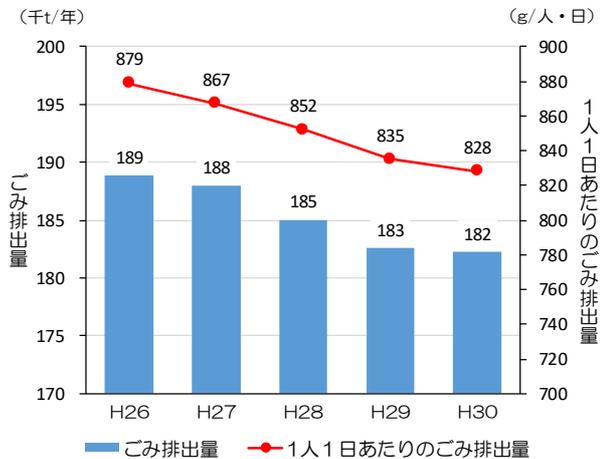
1 ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

ア ごみ排出量の実績

ごみ排出量（家庭系ごみ＋事業系ごみ）および1人1日あたりのごみ排出量は、いずれも減少傾向です。

平成30年（2018年）度の排出量は182千t/年、1人1日あたりのごみ排出量は828g/人・日です。平成26年（2014年）度と対比して、排出量は3.7%減、1人1日あたりのごみ排出量は5.8%減となっています。

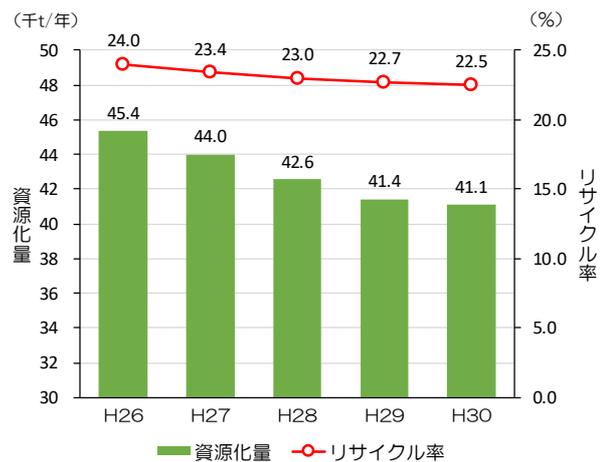


注. 人口は各年度とも10月1日の値を用いました。

イ 再資源化量の実績

資源化量およびリサイクル率は、いずれも減少傾向です。

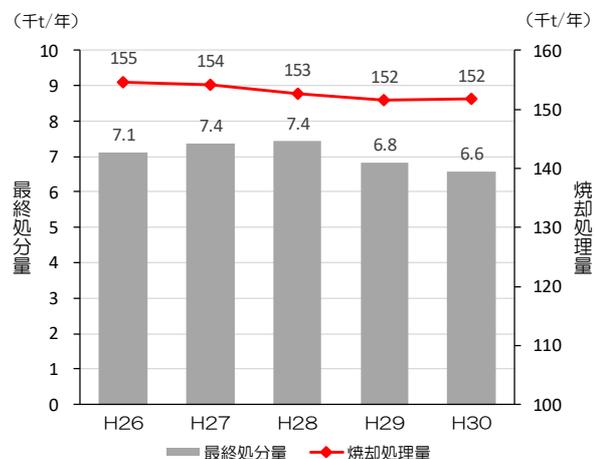
平成30年（2018年）度の資源化量は41.1千t/年、リサイクル率は22.5%です。平成26年（2014年）度と対比して、資源化量は9.5%減、リサイクル率は1.5ポイント減となっています。



ウ 焼却処理量・最終処分量の実績

焼却処理量は微減傾向ですが、最終処分量は、平成29年（2017年）度から2年連続して減少しています。

平成30年（2018年）度の焼却処理量は152千t/年、最終処分量は6.6千t/年です。平成26年（2014年）度と対比して、焼却処理量は1.9%減、最終処分量は7.0%減となっています。



(2) アンケート調査の概要

市民の皆さんの日頃のごみ減量化の取り組み状況、ごみの減量に関する意見等を把握し、本計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。

調査対象：市内 1,500 世帯（住民基本台帳から年齢と地区で無作為に抽出）

回収結果：542 票（有効回答率 36.1%）

<主な設問と回答>

設 問	回答選択肢	比率
ごみの減量化やリサイクルなど、ごみ問題への関心はありますか。	非常に関心がある	17%
	ある程度関心がある	52%
買い物袋、マイバックを持参し、レジ袋をもらわないようにしている。	いつも実践している	35%
	十分とは言えないが実践している	45%
洗剤、シャンプーなどは、詰め替えができる容器を使用した商品を選んでいる。	いつも実践している	72%
	十分とは言えないが実践している	23%
生ごみは、十分に水切りをしてから捨てている。	いつも実践している	45%
	十分とは言えないが実践している	42%
現在の一般ごみ、資源物、有害ごみ、乾電池などの分別収集にそって、分別していますか。	すべて分別している	52%
	十分とは言えないが分別している	47%
お住まいの地区のごみステーションで問題となっていることはありますか。（複数回答）	分別ルールが守られていない	30%
	地域外の人が捨てに来る	23%
	カラスやネコにごみを荒らされる	29%
ごみ量に応じて各家庭が費用を負担する「ごみの有料化」についてどう思いますか。	賛成である	6%
	積極的に賛成ではないがやむをえない	37%
	反対である	38%
「フードバンク」や「フードドライブ」の活動について。	協力している	2%
	団体や活動があれば協力したい	40%
	協力したくない	3%
	わからない	42%
「マイクロプラスチック」や「海洋プラスチックごみ」に関心はありますか。	非常に関心がある	28%
	ある程度関心がある	49%

(3) 食品ロス実態調査の概要

令和元年(2019年)5月には「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」が成立し、10月から施行されました。同法では、政府が食品ロス削減に関する基本方針を策定するとともに、県や市町村に具体的な食品ロス削減の取り組みの実施を求めています。

こうした背景を受け、本市における食品ロスの実態調査を実施しました。

ア 調査概要

調査対象：一般ごみ

調査方法：住居形態に着目して、新興住宅、既存市街地、集合住宅の3地区から40~150袋程度をサンプリングし、各地区100kg程度を分類しました。

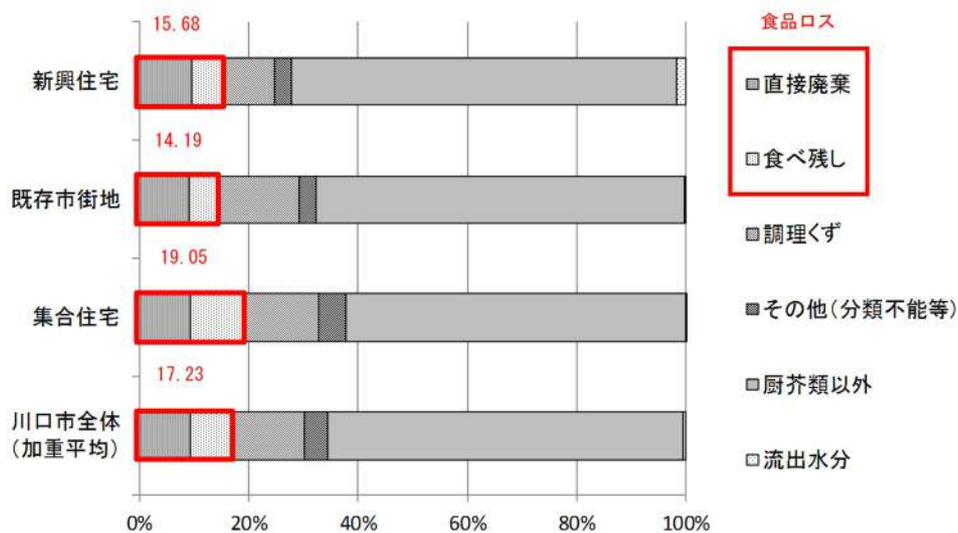
イ 調査結果

①厨芥類が市全体で34%、食品ロスが市全体で17%でした。

②平成30年(2018年)度の家庭系ごみの処理実績99,893トンから推計すると、約34,000トンの厨芥類(食品廃棄物)、約17,000トンの食品ロスが発生していると考えられます。

③市民1人1日あたりの食品ロス量に換算すると約78g/人・日でした。これは、全国平均のうち、家庭からの食品ロス量(約63g/人・日)に比べ、約25%多い結果でした。

住居形態別および川口市全体の食品ロス組成



分類作業風景



直接廃棄食品



2 ごみ処理の課題

課題1 ごみ排出抑制を推進する

第6次計画の中間目標年度で既に最終目標年度の目標を達成していますが、現状にとどまることなく、ごみの発生抑制・減量化、再使用に係る取り組みを今後も継続、拡充し、市民・事業者の協力を促すことが必要です。

課題2 ごみの再資源化を推進する

本市の平成29年(2017年)度のリサイクル率22.7%は、全国平均(20.2%)を上回っていますが、埼玉県平均(24.9%)を下回っています。リサイクル率が減少傾向にあることから、今後も更なるリサイクルを進め、貴重な資源の有効活用を図ることが必要です。

課題3 資源物の持ち去りを防止する

近年、市内で集団資源回収の回収場所に出された資源物が、無断で持ち去られる事例が報告されています。こうした資源物の持ち去りを防止する取り組みが必要で

課題4 分別の徹底を推進する

家庭や事業所から排出されるごみの中には、古紙類やプラスチック製容器包装類など、リサイクル可能な資源物が混入していると考えられるため、排出段階における資源とごみの分別徹底に関する啓発を粘り強く継続する必要があります。

課題5 適正排出を徹底する

市民アンケート調査結果では、30.4%の方が、「分別ルールが守られていない」と回答しています。パトロールや定点観測カメラの設置、外国人への情報提供等の地道な活動が必要です。

課題6 事業系ごみ対策を推進する

事業者アンケート結果では、ごみの減量・資源化の取り組みをしていない事業者が多数あり、こうした事業者にごみの減量化・資源化を促す取り組みが求められています。

課題7 安全で安定した適正処理を行う

朝日環境センターでは焼却主灰の溶融スラグ化を行っていますが、設備の経年劣化に伴い、これまで通り溶融スラグ化することが困難となることも考えられます。このため、焼却処理施設の適正な維持管理を行うとともに、焼却主灰の新たな再資源化の手法を検討する必要があります。

課題8 処分量の削減を推進する

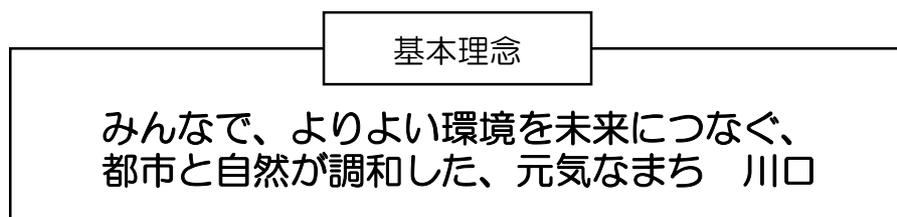
市内に最終処分場を有していないことから、焼却主灰および焼却飛灰等の処分は市外の県営および民間の最終処分場で行っています。ごみの減量化、再資源化を推進し、最終処分量を削減する必要があります。

課題9 食品ロスやプラスチックごみの削減

令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、さらに食品ロス削減に取り組むことが求められています。

また、プラスチックごみに関しても、プラスチック製容器包装の回収やレジ袋削減などに先導的に取り組んできましたが、市民の脱プラスチックに向けた認識を深めてもらうため、今後も本市が率先して使い捨てプラスチックの削減を図る必要があります。

3 基本理念と基本方針



第6次計画の基本理念は川口市環境基本計画を基に策定されています。平成30年(2018年)3月に策定された「第3次川口市環境基本計画」では、目指すべき将来の環境像として「みんなで、よりよい環境を未来につなぐ、都市と自然が調和した、元気なまち 川口」を掲げています。このことから、第6次計画と同様に環境基本計画で掲げる環境像を基本理念とします。



基本方針1：三者協働による、3Rの一層の推進

- (1) 3R推進に向けた市民・事業者への教育・啓発活動の強化
- (2) リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進
- (3) リサイクル（再生利用）の推進

基本方針2：適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、未来につなぐ環境の確保

- (1) 収集運搬体制の整備・充実
- (2) ごみ排出環境（ステーション）の適正管理の強化
- (3) 一般廃棄物処理施設の整備・充実
- (4) 最終処分場の確保

4 数値目標

項目	基準値 平成 30 年度 (2018 年度)	中間目標値 令和 6 年度 (2024 年度)	最終目標値 令和 11 年度 (2029 年度)
1 人 1 日あたり ごみ排出量	826g/人・日	790g/人・日 (基準値より 36g/人・日、 年 6 g の削減)	760g/人・日 (基準値より 66g/人・日、 年 6 g の削減)
リサイクル率	22.5%	26.6% (基準値より約 4 ポイント増加)	30.0% (基準値より約 8 ポイント増加)
最終処分量	6,575t/年	6,203t/年 (基準値より 372 t、 約 6% の削減)	6,009t/年 (基準値より 566 t、 約 9% の削減)
家庭から排出される 食品ロス量	78 g/人・日 (令和元年 (2019 年) 度 実績)	63 g/人・日 (基準値より 15g/人・日、 約 19% の削減)	48 g/人・日 (基準値より 30g/人・日、 約 38% の削減)

<参考>

- ・目標を達成することで、どれだけ温室効果ガス排出量が削減されるかを試算しました。
- ・ごみ排出量等が、上述の計画目標を達成した場合、中間年度である令和 6 年 (2024 年) 度の温室効果ガス排出量は、基準年度の平成 30 年 (2018 年) 度の排出量より、1,893 トン (2.5%) 削減される見込みです。また、最終年度の令和 11 年 (2029 年) 度には、4,355 トン (5.7%) 削減される見込みです。
- ・下表では、プラスチック製容器包装の分別収集の促進を見込んでいませんが、分別収集を推進することによりプラスチック製容器包装の焼却量を削減して、「川口市地球温暖化対策実行計画」の目標を達成する見込みです。

温室効果ガス削減量の試算

指標	【基準年度】 H30 年度 (2018 年度)	【中間年度】 R6 年度 (2024 年度)	【最終年度】 R11 年度 (2029 年度)
ごみ排出量 (t)	182,207	177,718	171,879
焼却処理量 (t)	151,692	147,955	143,094
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	76,839	74,946	72,483
削減量 (基準年度比) (t)	—	-1,893	-4,355
削減率 (基準年度比) (%)	—	-2.5	-5.7

※プラスチック製容器包装の分別協力が現状と同様として試算しています。

5 目標達成に向けた施策体系

1 三者協働による、3Rの一層の推進	
(1) 3R推進に向けた市民・事業者への教育・啓発活動の強化	
基本施策1	意識啓発・情報提供の推進
基本施策2	ごみの減量・資源化等に関する環境教育・環境学習の推進
(2) リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）の推進	
基本施策3	ごみの少ないライフスタイルの確立
基本施策4	ごみの少ないビジネススタイルの確立
基本施策5	家庭系ごみの有料化およびごみ処理手数料の適正化の推進
(3) リサイクル（再生利用）の推進	
基本施策6	家庭におけるごみの再生利用の推進
基本施策7	事業所におけるごみの再生利用の推進
基本施策8	行政によるごみの再生利用の推進
2 適正処理とそれによる環境負荷低減の一層の推進で、未来につなぐ環境の確保	
(1) 収集運搬体制の整備・充実	
基本施策9	収集に伴う環境負荷の削減
基本施策10	自己搬入に関する周辺環境の改善に関する検討
基本施策11	高齢者および障害者向け収集体制の継続・強化
(2) ごみ排出環境（ステーション）の適正管理の強化	
基本施策12	町会・自治会等と連携したステーション管理・監視体制の構築
基本施策13	適正排出に関する住民等への情報提供・意識啓発の強化
(3) 一般廃棄物処理施設の整備・充実	
基本施策14	安全安定な適正処理の継続
基本施策15	ごみ処理施設の運営の効率化
(4) 最終処分場の確保	
基本施策16	最終処分場の確保
3 その他の施策等	
(1) まち美化・不法投棄対策の推進	
基本施策17	まちの美化活動の推進
基本施策18	不法投棄・散乱防止対策の推進
基本施策19	路上喫煙防止対策の強化
(2) 災害時対応の強化	
基本施策20	災害発生時の処理・処分
基本施策21	災害対応能力の強化
(3) 近隣自治体・県との連携の強化	
基本施策22	近隣自治体・県との連携の強化

6 重点プロジェクト

重点1 食品ロスの削減

(1) 背景と目的

農林水産省の調査によると、家庭からの食品ロスと事業所からの食品ロスの合計では年間に約 643 万トンとされています。本市が令和元年（2019 年）に実施した食品ロス実態調査の結果、市内の家庭から排出される食品ロスは年間 1.7 万トン、1 人 1 日あたり約 78g と推計されます。

こうした中、国は令和元年（2019 年）に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めています。また、「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、国連の「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえ、2030 年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標を定めています。

(2) 取り組み内容

①市内における、食品ロス削減に対する意識と行動の向上

- フードドライブの実施の検討およびフードドライブ実施団体を紹介することなどの支援を行います。
- 市のイベントにおける食品ロスの啓発、食品ロスに関する出前講座の開催などにより、意識の向上を図ります。
- 国が策定する基本方針に基づき、本市における食品ロス削減計画の策定を進めます。
- 埼玉県の「食べきり SAITAMA 大作戦」と連携した、広域的なムーブメントの醸成を図ります。
- 家庭での食品ロス削減に役立つ情報に関して多様な手法での情報提供を進めます。

②事業者との連携による食品ロスゼロライフスタイル川口の実現

- 埼玉県の「彩の国エコグルメ協力店」の周知・啓発や事業者に対し食品ロスに関する講座開催などにより、意識の向上を図ります。
- 小売店に対する食品ロス削減に役立つ販売方法やレシピ等の情報提供および活動の呼び掛けを行います。

重点2 プラスチックごみの削減

(1) 背景と目的

国が令和元年（2019年）5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、海洋プラスチックごみ対策等を進めることとし、6つの目標（マイルストーン）を掲げています。また、「プラスチック資源循環戦略」の策定を受けて、具体的な対策・取組を掲げた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定しました。

本市では令和元年度より「脱プラスチック」の取組みを推進しています。



(2) 取組み内容

① プラスチックごみの削減と散乱防止に対する啓発による意識と行動の向上

- 使い捨てのプラスチック製食器等の使用の削減を進めます。
- 「プラスチックフリー生活」の紹介等の情報提供を進めます。
- 海洋プラスチックごみ等に関する講演会やイベントの開催などにより、意識の向上を図ります。
- 国のレジ袋有料の義務化に合わせて、「レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」の見直しを進めます。

② プラスチックの散乱の防止

- マイバッグやマイボトルの利用を徹底するなど、使い捨ての習慣を見直します。
- 「レジ袋いりません運動」など、プラスチック利用を削減する取組を進めます。
- プラスチックごみのポイ捨て禁止の徹底、ごみの持ち帰りの徹底などを進めます。

③ 本市が率先してプラスチックの利用を減らす取組みを実践

- 本市が配布する啓発品や記念品等について、プラスチック製品の使用を極力抑制します。
- 本市が主催・後援するイベント等における、リユース食器の導入について、関係機関と協議してまいります。

④ 環境負荷の小さいプラスチックの利用や、他素材への転換の促進

- プラスチック散乱防止に取り組む先進事例や、他素材への転換に関する先進事例を紹介することなどにより、意識の向上を図ります。
- 市内の先進事例等を市ホームページや環境部広報紙 PRESS530 で紹介することなどにより、脱プラスチックの取組みを促進します。

Ⅲ 生活排水処理編

1 生活排水処理の現状

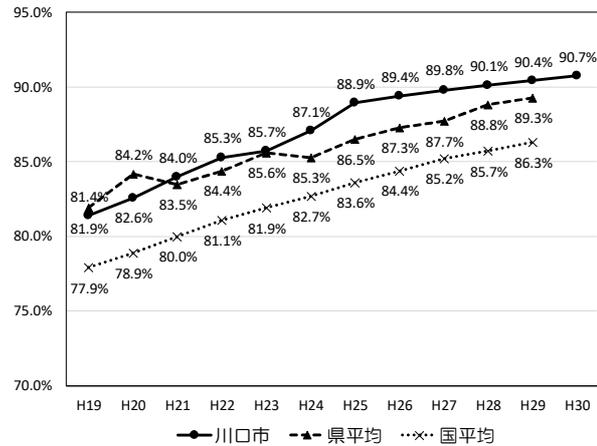
本市では、公共下水道および合併処理浄化槽の普及により、単独処理浄化槽人口およびし尿汲み取り便槽人口が減少しています。

また、これに伴い生活排水処理率※は増加傾向で推移しています。

本市の平成 29 年（2017 年）度の生活排水処理率は 90.4%となっており、全国平均 86.3%、県平均 89.3%を上回っています。

し尿および浄化槽汚泥は、委託業者および許可業者が収集し、鳩ヶ谷衛生センターのし尿処理施設で処理を行っています。

生活排水処理率の推移



※生活排水処理率：（公共下水道人口＋合併処理浄化槽人口）÷総人口

2 生活排水処理の課題

課題 1 公共下水道事業の推進

公共下水道は、住環境の改善や公衆衛生の向上を図り、快適で衛生的な生活環境を確保するとともに、公共用水域の水質を保全するための根幹的な施設です。

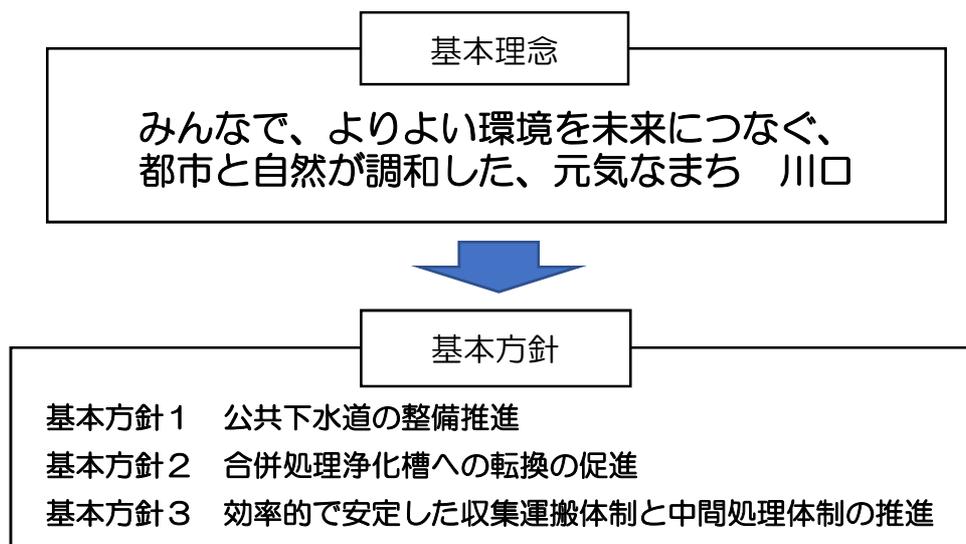
本市における公共下水道は、平成 31 年（2019 年）3 月末で公共下水道処理人口普及率 87.2%となっています。今後も公共下水道の整備を推進するとともに、下水道整備区域内で公共下水道に未接続の世帯に対して接続の協力を求める必要があります。

課題 2 合併処理浄化槽への転換の推進

単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を利用している世帯からは、生活雑排水が未処理のまま河川などの公共用水域に放流され、水質汚濁の原因となっています。

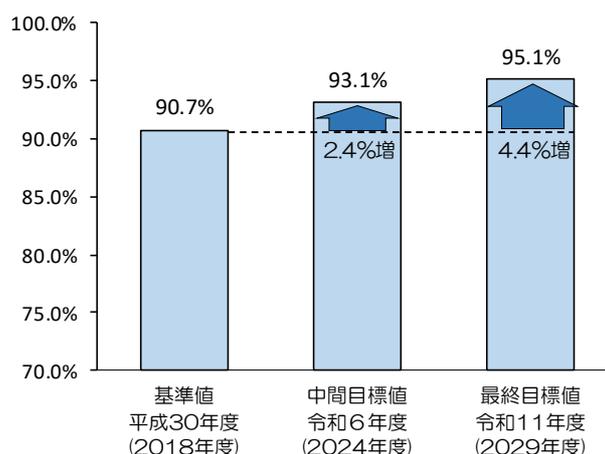
このため、これらの世帯について、下水道未整備地域では合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

3 基本理念と基本方針



4 数値目標

項 目	生活排水処理率
基準値 平成30年度 (2018年度)	90.7%
中間目標値 令和6年度 (2024年度)	93.1%
最終目標 値令和11年度 (2029年度)	95.1%



5 目標達成に向けた施策体系

(1) 発生抑制・再資源化計画

- 基本施策1：公共下水道の普及
- 基本施策2：合併処理浄化槽の普及
- 基本施策3：汚濁負荷の低減
- 基本施策4：資源化の推進

(2) 収集運搬、処理・処分、その他の計画

- 基本施策5：効率的な収集運搬体制の推進
- 基本施策6：適正処理の推進
- 基本施策7：意識啓発・環境学習の実施
- 基本施策8：災害発生時の処理・処分

第7次川口市一般廃棄物処理基本計画

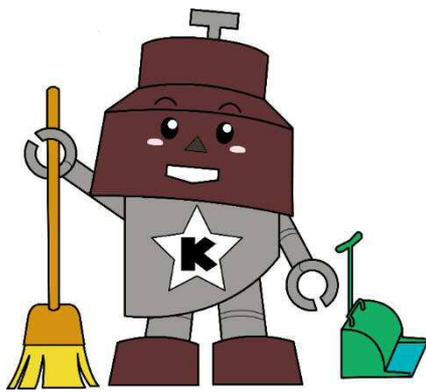
【 概 要 版 】

発行年月日：令和2年3月

編集・発行：川口市 環境部 資源循環課

〒332-0001 川口市朝日 4-21-33

TEL：048-228-5370



川口市マスコット「きゅぽらん」